

◎無電柱化の推進に関する法律

(平成二八年一二月一六日法律第一一二号)(衆)

一、提案理由(平成二八年一二月六日・衆議院本会議)

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、無電柱化の推進に関する法律案は、災害の防止、安全、円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、無電柱化の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を定めること、

第二に、国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定めなければならないこと、

第三に、無電柱化が必要であると認められる道路の占用禁止等を実施すること、

第四に、道路整備事業等実施の際、電柱、電線の新設を抑制するとともに、可能な場合は撤去を行うこと

などであります。

……………(略)……………

各法律案は、去る二日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

……………(略)……………

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二八年一二月九日)

○増子輝彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、無電柱化の推進に関する法律案は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、無電柱化推進計画を策定することなどにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。